

令和6年度事業計画

社会福祉法人あしたば福社会

I. 法人の理念・基本方針

1. 法人の理念

障がいのある人の人権が尊重され、安心して生活できるよう支えます。

2. 法人の基本方針

- ・障がいのある人が地域で当たり前の生活を送ることができるよう「働くこと」と「暮らすこと」を支援するサービスの提供を図ります。
- ・利用者主体のサービスの充実を図るよう努めます。
- ・利用者が充実した人生を送るために、支援する職員の資質の向上を図ります。

II. 法人の事業計画

令和6年1月1日に能登半島で大規模な地震が発生しました。南海トラフ地震等の巨大地震の発生が想定され、当地でも甚大な被害が予想されます。地震以外にも大雨等による災害が頻発する中、法人の運営する事業所が土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域に指定されていることもあり、事業が継続できるよう策定された業務継続計画の見直し等も行いながら、可能な限り実施している事業が継続できるよう努めたいと考えます。

感染症対策に関しては、感染症に関する業務継続計画や感染対策指針に基づき、事業所単位で感染対策委員会等を開催するなど対応を進めたいと考えます。

令和6年度は、障害福祉サービス報酬改定が行われ、障害福祉分野の人材確保のための処遇改善を行うとともに、障害者の希望する地域生活の実現に向けてサービスの質の向上を図るといった基本的な考え方が盛り込まれているようです。法人の運営する3事業も改定内容を鑑みながら、事業を進めることとなります。

就労継続支援B型事業は今回の改定で平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直しが行われ、6：1の職員体制が新設されるほか、目標工賃達成加算の新設、平均工賃月額算定方法の見直し等により昨年度より増収が見込めます。

共同生活援助事業は世話人の配置基準に応じた基本報酬区分が改められ、サービスの提供時間の実態に応じ加算する報酬体系へと見直されるため、現在の職員体制では減収にならざるを得ません。十分な職員体制が図れるよう有料求人サイト等を利用しながら、職員の確保に努めます。

利用者へより良い支援をするためには職員の処遇改善が求められます。最低

賃金のアップや物価高騰に対処し、職員の処遇改善を行うため、現在の処遇改善加算に加え、法人独自にベースアップを行うにあたり、給与表の変更を行います。また6月から一本化される処遇改善新加算のため、職員給与規程の一部改正を行います。

施設整備面では駐車場での車両の安全を図るため、積立金の取り崩しを行い、ガードパイプを設置します。

地域共生社会の実現が進められる中、障がいのある無しにかかわらず、お互いに支えあう関係を構築するためには、事業所や関係機関等の繋がりのみならず、地域や福祉以外の分野との連携や協働が必要だと思われれます。小規模な法人ではありますが、何等かの形で地域貢献ができるよう模索しつつ、令和6年度も法人の理念及び基本方針に沿って事業を進めます。

Ⅲ 法人の重点目標

1. 安定した経営

あしたば作業所では令和5年12月に25名から20名に定員を変更していますが、パンフレットやホームページを通して情報発信し、利用者の確保を視野に入れながら事業を進めたいと考えます。法令順守に則って、サービスを提供し、サービスの質の向上を図れるよう努めます。

2. 人権擁護・虐待防止について

虐待防止委員会を年2回開催し、虐待防止に関する研修の在り方等検討を重ねつつ、虐待防止に努めます。また虐待防止や身体拘束適正化に関する外部研修や施設内研修を進め、職員が利用者の人権を尊重し、支援に当たれるよう努めます。

3. 第三者評価等の実施

サービスの質の向上を図るため、第三者等による評価を実施できるよう努めます。

4. 人材確保・人材育成

共同生活援助事業所では十分な人材の確保に至っていません。まずは職員の量的確保を優先し、質の確保を意識しながら積極的に研修への参加を進め、職員の育成に努めたいと考えます。

5. 生産性の向上の検討の場について

職場環境改善は職員の処遇改善についても重要な要件であり、業務改善に向

けて検討する場を設けます。

6. 地域における関係機関及び団体との連携

(1) 鳥羽市地域自立支援協議会での連携

くらし・相談支援部会、しごと部会、障がい者福祉事業所部会、運営部会等で関係機関、事業所間の情報交換と連携を図ります。

(2) 関係団体等の連携

障害者互助会やボランティア連絡協議会等と行事等を通して、交流に努めます。

7. 地域公益活動への取り組み

みえ福祉の「わ」創造事業への参画

8. 地域における公益的な取り組み

ショートステイの定額利用、および緊急ショートステイの居室の提供

IV. 法人運営関係

1. 理事会の開催

年3回開催します。

2. 評議員会の開催

年2回程度開催します。

3. 監事監査の実施

監事による監査を年1回開催します。

V. 事業所別事業計画

1. あしたば作業所（就労継続支援B型事業所 定員20名）

(1) 事故の発生を未然に防げるよう配慮し、利用者の安全を確保します。

(2) 地域自立支援協議会しごと部会を通して、市内の事業所と連携し、情報交換を行います。

(3) 個別支援計画に基づき、職員全体が同じ視点を持ち利用者支援がなされるよう検討します。

(4) 地域の多様な業種の方と連携し、利用者の力が発揮できるような商品の開発に努め、工賃アップが図れるよう努めます。

(5) 意思決定支援の視点を持ち、利用者の意思が作業所の活動に反映できるよう努めます。

2. 共同生活援助事業所あしたば（利用定員8名）

- (1) 転倒事故に繋がらないよう、特に高齢の利用者に配慮し、見守ります。
- (2) 居宅介護支援事業所や介護サービス事業所と情報共有しながら、介護サービス併用利用者を支援します。
- (3) 事業の透明性を図り、地域と連携した事業所となることを目指し、令和7年度に義務化される地域連携推進会議の設置に向けて検討を行います。
- (4) 地域活動や地域行事へ積極的に参加できるよう支援します。
- (5) 意思決定支援の視点を持ち、個別支援計画の作成や日常的な支援が行えるよう努めます。

3. 短期入所事業所 安久志ホーム(定員1名)

- (1) 継続的な利用が進められるようになりましたが、他の利用者への情報を提供します。緊急ショートステイは道芝ホームにて行います。